

独立行政法人の概要

【定義】

公共性の高い事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがある事業を国の実施部門から分離し、法人格を付与

【目的】

国の政策目的を実現するための実施機関として、主務大臣から与えられた明確なミッション(目標)の下で、法人の長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な運営や、効率的な財務運営により、政策実施機能を最大化

【参考】独立行政法人制度の基本概念(最終報告(平成9年12月3日行政改革会議)から抜粋)

●組織運営上の裁量・自律性(インセンティブ制度)を可能な限り拡大することにより、弾力的・効果的な業務運営を確保して、効率化・質の向上といった国民の求める成果の達成を重視する事後チェックへ移行

●業務の結果について評価し改善する仕組みを導入するとともに、業務内容、業績、評価等についての情報公開を徹底し、事業継続の必要性、民営化の可否等について、定期的な見直しを実施

独立行政法人の財務会計面の主な特徴

①目標管理(PDCAサイクル、事後評価の重視)

【概要】

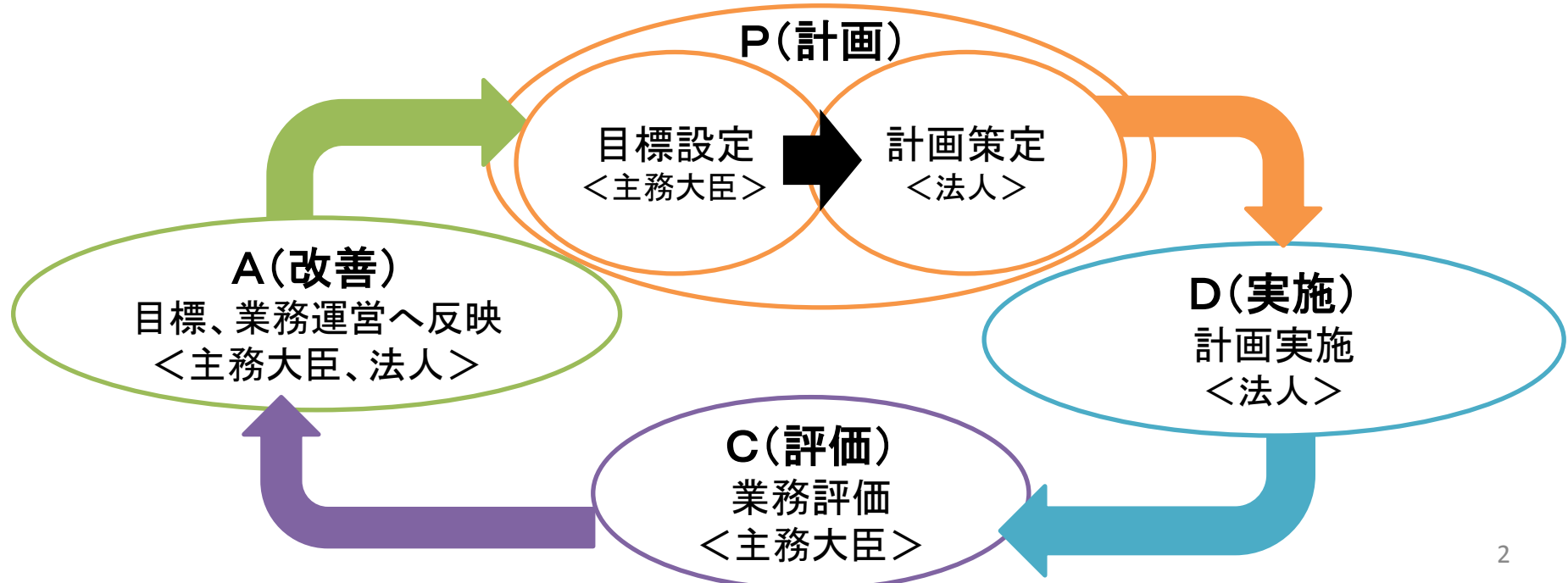
独立行政法人制度における目標管理とは、通則法で定められた主務大臣による目標指示、目標を踏まえた実施計画を法人が作成・業務運営し、業務運営の結果を評価し、法人の目標・業務運営に反映させるPDCAサイクルを機能させ、業務運営の効果性・効率性を担保する仕組みである。

●中央省庁等改革に係る大綱(平成11年1月26日中央省庁等改革推進本部決定)(抜粋)

V 独立行政法人制度に関する大綱

1 独立行政法人制度の基本

独立行政法人の制度を設けるに当たっては、事前関与・統制を極力排し、事後チェックへ重点の移行を図るため、所管大臣の監督、関与を制限するとともに、財政民主主義の観点等からの国の関与も必要最小限のものとする。



①目標管理(PDCAサイクル、事後評価の重視) 参照条文等

独立行政法人通則法関係

●独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)(抜粋)

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において中期目標管理法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該中期目標管理法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。)
- 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第三十二条 中期目標管理法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、主務大臣の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、第三十二条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該中期目標管理法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

その他参照事項等

●中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)(抜粋)

11. 中期目標

(1)独立行政法人の中期目標は、できる限り数値による等その達成状況が判断しやすいように定めることとする。また、その内容については、各独立行政法人の業務の内容、性格に応じた目標の設定となるよう特に配慮するものとする。

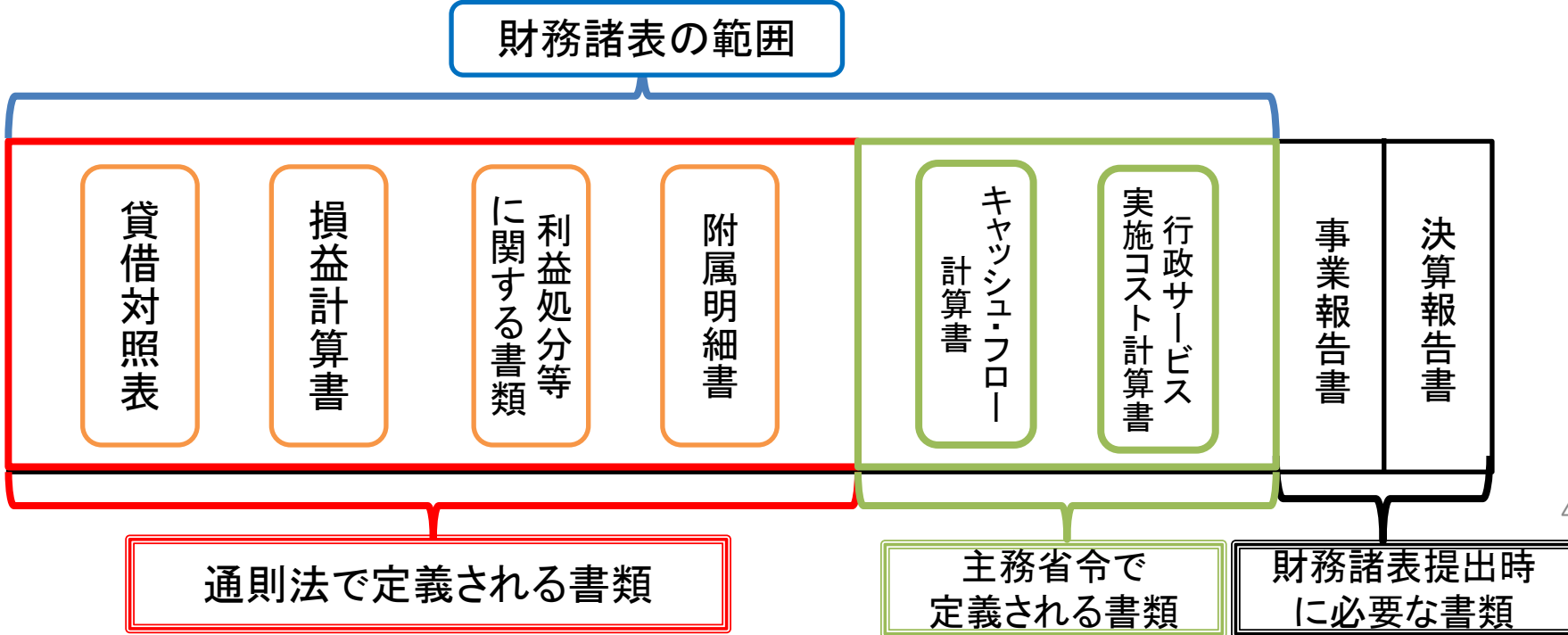
②財務会計 —企業会計原則—

【概要】

独立行政法人の会計は、「原則として企業会計原則によるものとする」(通則法第37条)とされている。独立行政法人においては、官庁会計とも企業会計とも異なる原理が働いているものの、民間企業の経営手法を行政システムに導入することにより、複式簿記、発生主義、損益計算などの会計システムが構築され、事後的な評価や後述のインセンティブ制度への活用が可能となることに意義がある。

なお、企業会計原則を適用するに当たっては、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、一般的に独立採算制を前提としない独立行政法人の特殊性を考慮する必要がある。そのため、企業会計原則から独立行政法人の特殊性を考慮した独立行政法人会計基準が策定された。

財務諸表等の構成



②財務会計 一企業会計原則一 参照条文等

独立行政法人通則法関係

●独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)(抜粋)

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、**原則として企業会計原則**によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、**貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類**及びこれらの**附属明細書**(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに**主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書**並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

●主務省令イメージ(第三十八条第一項関係 その他主務省令で定める書類)

第〇条 機構に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書及び連結附属明細書とする。

●主務省令イメージ(第三十八条第二項関係 主務省令で定める事業報告書)

第〇条 機構に係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 事業報告書は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 機構に関する基礎的な情報

- イ 目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の機構の概要、ロ 事務所(従たる事務所を含む。)の所在地
- ハ 資本金の額及び出資者ごとの出資額(前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。)、ニ 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴
- ホ 常勤職員の数(前事業年度末からの増減を含む。)及び平均年齢並びに機構への出向者の数

二 財務諸表の要約

三 財務情報

- イ 財務諸表に記載された事項の概要、ロ 重要な施設等の整備等の状況、ハ 予算及び決算の概要、ニ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四 事業に関する説明

- イ 財源の内訳、ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

3 事業報告書には、通則法第三十一条に規定する年度計画に記載されたセグメント(機構を構成する一定の単位をいう。)ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

その他参照事項等

●中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)(抜粋)

17. 財務諸表等

(1)独立行政法人の会計については、適切に情報開示を行うために、**独立行政法人の財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とし、発生主義の考え方を導入**する。

(2)独立行政法人の会計については、その**財政状態を明らか**にするため、貸借対照表日におけるすべての資産、負債及び資本を記載し、**正しく表示**するものでなければならない。また、その運営状況を明らかにするため、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、かつ、その発生した期間に正しく割り当てられるように処理しなければならない。

(3)独立行政法人の会計基準は企業会計原則によることを原則とするが、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としない等の**独立行政法人の特殊性を考慮して必要な修正を加える**ものとする。

③財務会計 —インセンティブ制度(損益計算による経営努力)—

【概要】

独立行政法人制度では、**通則法第44条**で求められている**毎年度の利益及び損失の処理**(利益が生じたときは損失を埋め、なお残余があるときは積立金を整理。損失を生じたときは積立金を減額し、なお不足するときは繰越欠損金を整理)の結果生じた**利益**であり、**かつ経営努力の結果生じたもの**であるときは、**主務大臣の承認(経営努力認定)**を得た上で、計画に定めた用途の範囲内で**法人の業務活動に充てる**こととしている。これにより、法人の経費削減、自己収入拡大のためのインセンティブが働いている。

【インセンティブ制度(経営努力)の目的】

通則法第44条で求められる**損益計算の結果の利益**のうち、**主務大臣が承認した額**(経営努力)を、剰余金として法人の業務運営に限って使用することとしたのは、経営努力というインセンティブにより、**独立行政法人に求められる自主的・自律的な業務運営を促進**し、政策実施機能の最大化を図るためである。

すなわち、経費の節減や自己収入の拡大など業務活動を通じて、**業務運営の好循環を生み出すことを目的**としている。

【剰余金の使途】

独立行政法人に公共性が求められていることを踏まえれば、経営努力により生じた**剰余金の使途が無限定に認められるものではなく、その使途は業務活動に資する使途でなければならない**。例えば法人の役職員への臨時ボーナスには使用することは、その使途に充てる目的の公共性が乏しいため充てることはできない。

③財務会計 —インセンティブ制度(損益計算による経営努力) — 参照条文等

独立行政法人通則法関係

●独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)(抜粋)

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 (中略)、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を(中略)剰余金の用途に充てることができる。

その他参照事項等

●中央省庁等改革基本法(平成10年6月12日法律第103号)(抜粋)

(運営の基本)

第三十八条 独立行政法人の運営に係る制度の基本は、次に掲げるものとする。

三 独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとするとともに、各事業年度において生じた損益計算上の利益は、これを積み立て、法令の定めるところにより、中期計画に定められた用途の範囲内において使用することができるものとする等弾力的かつ効率的な財務運営を行うことができる仕組みとすること。

●中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)(抜粋)

19. 利益及び損失の処理

(1)主務大臣の承認により中期計画に定めた剰余金の用途に充てることができる額は、独立行政法人の経営努力により生じた額とする。

④財務会計 一財源措置(財産的基礎、運営費交付金、施設費補助金等)一

【財産的基礎等】

独立行政法人には、出資者への利益分配がないため、出資者は、配当を期待して出資するのではなく、法人の業務の確実な実施と政策実施機能の最大化のため、財産的基礎を提供する。

財産的基礎については、金銭のほか、金銭以外の土地・建物等の財産の現物出資を行うことができる。

【運営費交付金】

独立行政法人は、一般的に独立採算を前提としていないことから、業務運営を行うための財源措置が必要となる。そのため、業務運営を行うための財源措置である運営費交付金を、政府が交付することや、法人は交付金を適切かつ効率的に使用することが規定されている(通則法第46条)。

独立行政法人制度において、運営費交付金は、独立行政法人が弾力的な業務運営を行うための財源であることが求められている。また、独立行政法人は事後評価に重きが置かれているため、運営費交付金の算定に当たり、国の予算では一項一目を立て使途の内訳が特定しないことや、法人が運営費交付金を執行する段階においても、使途の変更や年度繰越しも可能な運用となっており、執行の適否は事後評価に委ねられている。

【施設費補助金】

「施設費補助金」は、公債発行対象経費に相当する土地・建物などを法人が取得する際に運営費交付金とは別に措置される。

④財務会計 一財源措置(財産的基礎、運営費交付金、施設費補助金等)一参照条文等

独立行政法人通則法関係

●独立行政法人通則法(平成十一年七月十六日法律第百三号)(抜粋)

(財産的基礎等)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

2 独立行政法人は、業務運営に当たっては、前項の規定による交付金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、(中略)適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

その他参照事項等

●中央省庁等改革の推進に関する方針(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)(抜粋)

5. 財産的基礎等

(1)独立行政法人が出資を受ける場合は、第37条等に定める会計処理の方法に従い資本金として整理する。その場合、個別法令において資本金額に関する規定を置くものとする。(注)出資を受けない独立行政法人は、資本金を持たないこととなる。

(2)政府が独立行政法人に出資する場合には、個別法令において、政府出資額等出資の内容に関する規定を置くものとする。

(4)個別法令の定めるところにより、政府は独立行政法人に対する金銭以外の土地・建物等の財産の現物出資を行うことができる。またその際は、資産評価委員会の設置など、出資財産の評価に関する規定を置く。現物出資された財産の評価は、出資時の時価を基準とすることを原則とする。

21. 財源措置

(3)運営費交付金

ア 独立行政法人の事業の運営のため、国は運営費交付金を交付する。

イ 運営費交付金はいわば「渡り切りの交付金」として措置する。国の予算においては、独立行政法人ごとに、例えば一項一目を立て、使途の内訳は特定しない。

ウ したがって、運営費交付金を財源とする独立行政法人の支出予算については、その執行に当たり、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることができるものとする。また、独立行政法人において年度内に遣い残しが生じた場合であっても翌年度に繰り越すことができるものとする。

●運営費交付金の算定ルール例

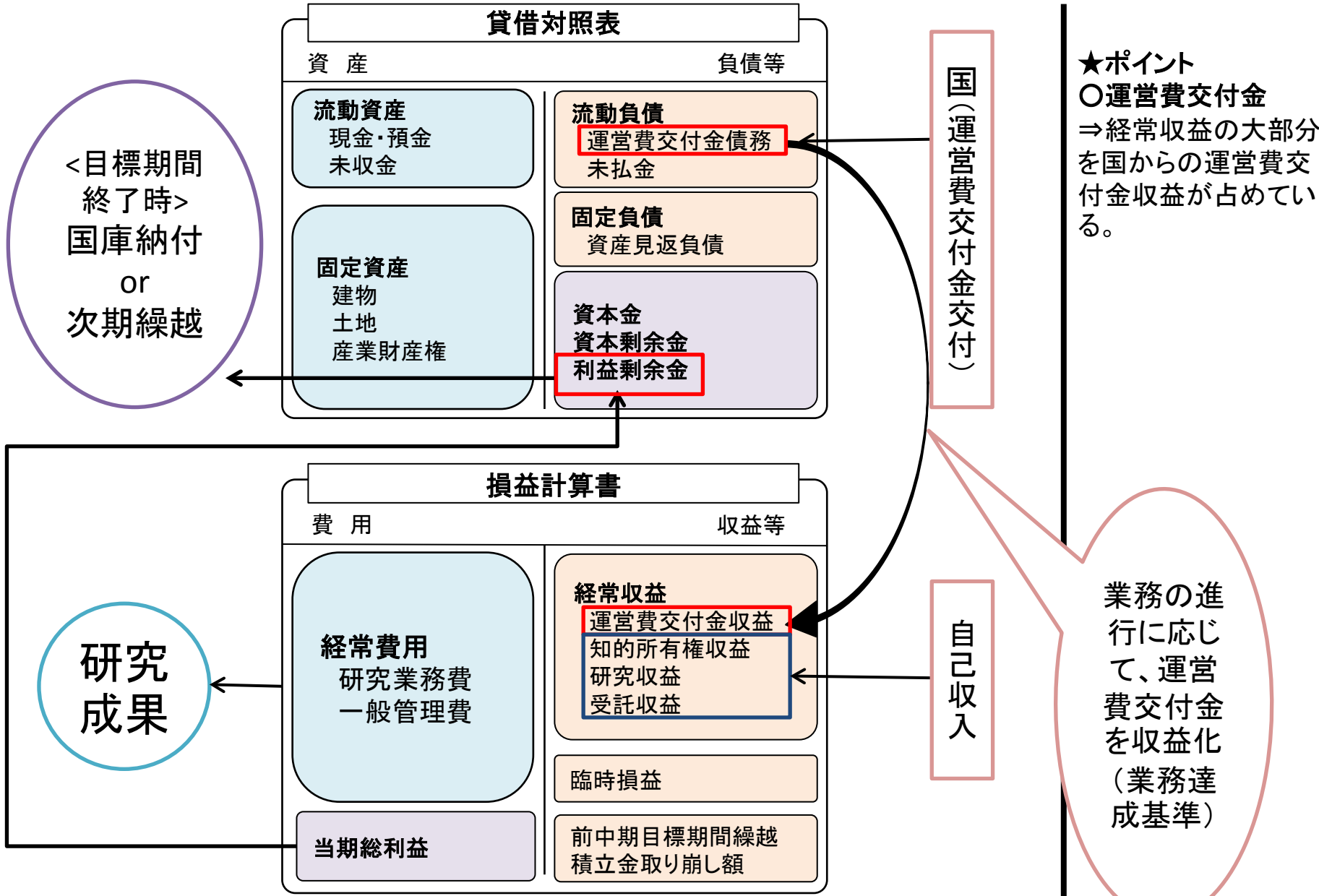
運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

{前年度一般管理費相当額(A)－前年度特殊要因}×効率化係数＋{前年度業務経費相当額－前年度特殊要因}×効率化係数×消費者物価指数＋特殊要因－自己収入(B)

A = 前年度人件費×人件費調整係数＋前年度その他一般管理費×消費者物価指数

B = 前年度自己収入×自己収入調整係数

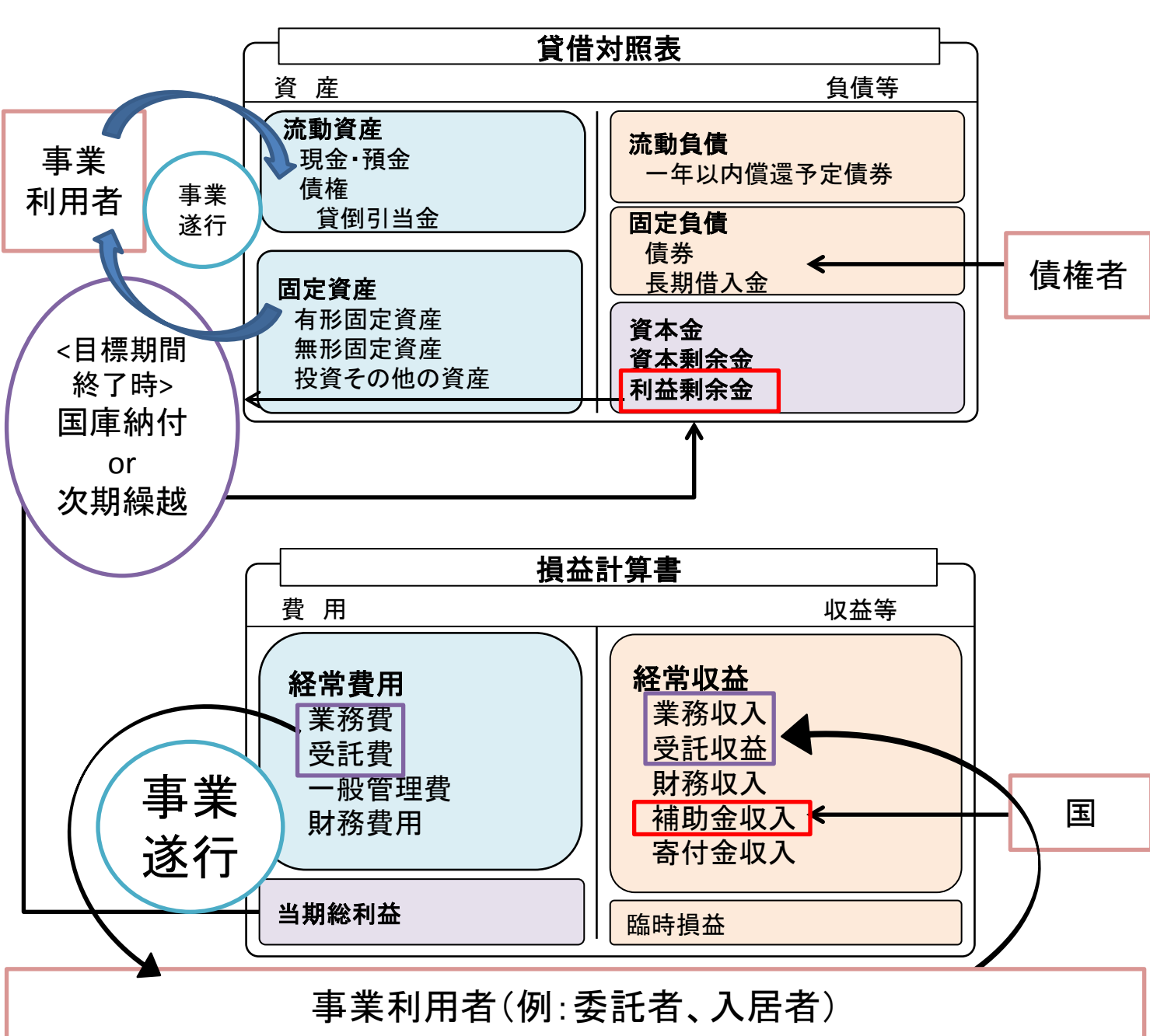
参考資料 ー財務諸表から見た財源構造(研究開発を行う法人の場合)ー



★ポイント
 ○運営費交付金
 ⇒経常収益の大部分を国からの運営費交付金収益が占めている。

業務の進行に応じて、運営費交付金を収益化(業務達成基準)

<目標期間終了時>
 国庫納付
 or
 次期繰越



★ポイント

- 経常収益に占める事業の対価収入の割合
⇒ 経常収益のうち、大部分を事業の対価収入が占めている。
- 補助金等収益
⇒ ただし、国及び地方公共団体からの補助金も少なからず投入されている。
- 債券・借入金
⇒ 先行投資が必要な事業の場合、債券発行や借り入れによって資金を調達し、事業実施の結果回収された資金を返済に充てる。

参考資料 — 財務諸表から見た財源構造（共済事業を行う法人の例） —

<目標期間終了時
>
国庫納付
or
次期繰越

貸借対照表	
資産	負債等
流動資産 現金・預金 有価証券 債権 未収保険料	流動負債 運営費交付金債務 未経過保険料
固定資産 金銭信託 投資有価証券	固定負債 給付準備金
	純資産 資本金 資本剰余金 利益剰余金

損益計算書	
費用	収益等
経常費用 事業費 給付金 給付準備金繰入 一般管理費 財務費用	経常収益 運営費交付金収益 補助金等収入 運用収益 保険料収入
	臨時損益
当期総利益	前中期目標期間繰越積立金 取り崩し額

国（運営資金の投入・補助）

★ポイント
 ○給付金
 ⇒当該年度における共済事業の支給額を明らかにしている。財源は加入者からの保険料収入や、運用収益。事業によっては国からの補助金が投入される場合もある。
 ○給付準備金
 ⇒法人の主たる事業である共済事業について、事業年度末時点の翌年度以降の「備え」を明らかにするとともに、対応する資産として、現金及び預金、投資有価証券を保有している。

事業利用者（加入者）